

前田育徳会尊経閣文庫蔵(金沢文庫旧蔵)

「声明類集」について

本学助教 岩田宗一

本発表は発表者が行なっている声明資料研究の一環であり、今回は前田育徳会尊経閣文庫に所蔵されている金沢文庫本「声明類集」の声明史上における位置づけを行なおうとするものである。

この「声明類集」は卷子本上・下二巻から成っている。標題は墨跡の消滅により判読不能であるが同文庫目録には「声明類聚」とあり、国書総目録には「声明類集」と掲げられている。ここでは、同文庫からの新しい報告に基づくとみられる後者を採用した。各巻頭には内題とみられる「貝葉」の字が記されている。はじめに各巻の目録を掲げて、この資料の紹介に代えることとする。

貝葉上巻目録

始段唄并異説

行香唄

毘形唄

懺法梵唄

葉師散花

真言散花

法花対揚

密対揚

三条錫杖

貝葉下巻目録

釈迦散花

阿弥陀散花

次第散花作法

寂勝王經対揚

梵音

九条錫杖并血脈

舍利讚嘆 法花讚嘆

文殊讚 哭仏讚

四智讚 花供後讚并合殺

灌仏頌 御前頌 揚題

勤請 修正勸請 仏名勸請

大懺悔 礼仏頌 三十二相并卅二

後誓句 錫杖句 牛玉導師句 梵音句

六種句 念仏結願句 誦諷句 念仏結願 三拜曲 仏名句

はじめに述べた目的のために、この資料をおおよそ次の四つの面から考察していくことにしたい。Ⅰ成立年代の推定。Ⅱ系譜。Ⅲ記譜法。Ⅳ収録内容。しかしこれらは互いに深く関連しているのであるから、叙述の上で重なり合うことの避けられないことをごわっておきたい。

Ⅰ この「声明類集」上・下巻の記述の中に成立年代推定の手がかりを求めれば次のようである。

- 1 上巻紙背の仮名暦の「文永五年十一月一日」の日付。
- 2 序文末に「承安第三之曆」と記す。
- 3 下巻紙背の仮名暦の「弘安四年十一月一日」の日付。
- 4 下巻末尾の「本云 文永十一年 於阿州滝尾寺□□□□□□ 伝受之云々」。
- 5 九条錫杖相伝次第が「玄澄法橋」で終わっている。
- 6 錫杖三条と錫杖九条の曲名に続いて「堯雲房」の名を記す。
- 7 文殊讚相承次第が澄恵・澄円で終わっている。

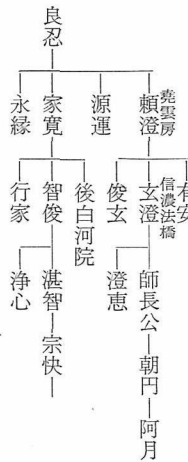
このそれぞれについて吟味してみよう。1と3はこの卷子本が上・下巻ともに仮名ごよみの裏面を使用していることを示している、その日付のうち弘安四年(一一八二)は、前掲の年代推定手

がかりの中で具体的にあげることのできる年代の下限である。2 は家寛による声明集の撰定と後白河法皇への献上の件を述べたものであって、この「声明類集」自体の成立年代とは直接の関係はないことは明らかである。4 の文永十一年(一二七四)は、原本の存在を示唆している。6 の堯雲房は「魚山声明相承血脈譜」(「魚山声曲相承血脈譜」に揚げられているように良忍(一〇七三—一三二二)の弟子にあたる頼澄のことであるが、前記紙背日付の一二八一年とは全く重ならない。5 の玄澄は前記の両血脈譜によって頼澄の弟子であることが知られる。この玄澄も年代の上から一二八一年に結びつけることは無理である上、自らを「玄澄法橋」と記すような例はまず他に見られないことでもあり、この資料の成立にたずさわったとは考えにくい。7 のうち澄恵は玄澄の弟子であり、また澄円は彼を「血脈譜」に掲げる「朝円」と見なすならば、玄澄から出た妙音院師長(一一三七—一九二)の弟子ということになる。すると、ここでも前記の一二八一年とはやはり重ねるのは無理である。したがって、仮りに成立を一二八一年にあまり遠くない時期と推定するならば、澄(朝)円よりもさらに一代又は二代後ということになる。この資料中の相承に関する人名の記述が、丁度それに符合するかのように途切れていることは、この推定に何らかの根拠を与えるのではないだろうか。そこで、このような記述の中に現われた年代や人名からの年代推定は一旦さし置くこととして、次にこれらの人名の系譜をみてみよう。

II すでにみてきた良忍—頼澄—玄澄—師長—澄(朝)円という系譜は、大原流声明から師長による妙音院流声明が分流する過程を意味している。この流派はやがて南都での隆盛を経て関東へ進出し、その本拠となったのが金沢の称名寺であったことはよく

知られているところである。そして、この関東進出に大きな力があったのが劔阿(一二六一—?)であった。この「声明類集」がその称名寺に北条氏が設けた金沢文庫に蔵されていたのは全く自然なことであるばかりではなく、後に述べるような積極的な意義をもっていると考えられるものである。

「魚山声明相承血脈譜」より



III ところでこの「声明類集」は、記譜法の上から見たときにはどのような系統に属する声明本と云えるだろうか。声明の記譜法は周知のように博士譜と呼ばれているが、これを大きく分けて古博士(旋律線を図示)・五音博士(文字に対する位置や角度による音程の表示)・目安博士(旋律型の象徴的表示)の三種類とするのが一般的である。しかしいずれの記譜法も、その博士のみでは実際の声明を導き出すことは不可能といわなければならないものであって、いわば備忘的役割り以上には出ないものであるといってもよい。したがって、これを補なうためにさまざまな補助記号が考案されてきた。例えば朱墨でもって旋律型名や宮商角徴羽といった五音の書き込みをするのがそれである。鎌倉時代や室町時代には、これに類するものとして笛の孔名や琴の絃名でもってその旋律又は旋律型の基本となる音を表記する方法がひろく行なわれていたようであり、一三九六年に慈鏡が著わした「声決書」で

は、それに流派による相異があることを次のように記している。

諸流声明配絃竹事

進流醍醐大原此三流之声明以横笛之譜造之相応院二流菩提院  
西方院  
妙音院三流声明同以琴譜造之故以五音配築器時博士同名異：  
。。。

すなわち、天台宗の大原流・真言宗の醍醐流と進流が横笛譜を、真言宗の仁和寺相応院の二流と天台宗の妙音院流が琴譜を用いていると記している。したがって「声明類集」が妙音院流系統の声明集と見なされることから、琴譜を持っていると考えるのが当然であるが、実際には横笛譜が書かれているのである。このことをどのように考えるべきであろうか。そこで考えられることは、この声明本は本来、大原流に属するものであって、澄恵・澄円に至るまで伝受され来られたものが、劔阿の時期に書写されて称名寺にもたらされたと考えられる。その目的は何であったのであろうか。それについては二つのことが考えられよう。すなわち、さきの「声決書」にも云うごとく、築器が異なれば同じ博士の同じ五音を表わすにも名称が異なったということは、裏を返せば他の築器譜に習熟しておれば、他流の声明譜も解説できるということである。このことは少々事情は異なるが、妙音院流の成立の経過から推して、同流の一定の時期には横笛譜が併用されていたのではないかと考えることができる。また、妙音院流の淵源とその出拠を糺し、その系譜上の正当性を裏づけるものとして、良忍・頼澄・玄澄・師長・澄円の系譜を示すこの声明本が、同流にとって特別に重要な意味を持っていたものと考えることができよう。

ところでこの「声明類集」の博士そのものに目を移すならば、基本的には五音博士の原理で記されたものと見てよいが、古博士

や目安博士の要素も随所に見られるのであって、鎌倉・室町期の他の声明譜と多くの点で共通した特徴を持っていると云える。しかし特筆すべきは、ほとんどすべての曲の博士には逐一横笛譜が施されていることである。そしてそれらの博士全体の輪郭が、現在の天台声明の基本的曲集である「六巻帖」のそれと非常によく対応していることである。

Ⅳ Ⅲと深く関連していることであるが、この「声明類集」がその序に「声明集序」を持っていることは、この声明本の系統を決定づけると云っていいだろう。すなわち、この「序」は家寛の手に成り、後に澄憲によって補促され、現在大原流所用の宗淵本「六巻帖」にも収められているものである。

「六巻帖」は、すでに知られているごとく、一一七二年に家寛が後白河法皇に献上した「声明集」から憲真(一六五〇ごろ)が抄出して六分冊本として板行した「魚山集略本」の別称である。これが板行を重ねて今日に至っているのであるが、このような大原声明の基本的な声明集の序文を掲げていることからみても、「声明類集」が大原声明の系統に属していることは明らかである。したがってその博士が「六巻帖」と類似していることは、けだし当然のことと云えよう。

そこで今すこし、その収録内容についてみてみよう。はじめに掲げた目録からもわかるように、上巻に収められている曲目は、ことごとく天台宗・真言宗の法要の基本を成す「四箇」の曲に属していることは注目されるところである。すなわち、「二箇」「四箇」の各法要で唱えられる梵音・錫杖・唄・散華と、密立ての際に散華にひきつづき唱えられる対揚とで上巻は埋められていることがわかる。これに対して下巻には、讀喚文・懺悔文に加えて和

文による讃嘆句が七曲収められているといった具合である。中でも「三十二相」の譜は雅楽の拍子と横笛譜が、声明旋律を示す横笛譜とともに克明に示されており、その博士は現在天台所伝のそれと大筋で対応しているとは云え、かなり異なった記譜となっていることが注目されることである。このことから当時の声明と雅楽の合奏の生きた資料として、その歴史的資料的価値は極めて高いといわなければならない。

このように「声明類集」は、その成立年代と目される十三世紀末ごろの声明そのものが、どのように響いていたのかを考証する上で極めて重要な資料である。また同時に、一一七二年の家寛による「声明集」と十七世紀中ごろの「六巻帖」との間において、これほどに整備されていて、しかも家寛の「序」をもつ「声明集」は、寡聞にして他にこれを知らない。したがって、いまではその実体がつかめないこの期の「声明集」の例としても極めて貴重であるといわなければならない。そしてこの「声明類集」が、大原流声明の資料としてだけではなく、大原流と妙音院流の接点に位置する「声明集」であることも、この資料に重要性を加えていると云うことができよう。

#### 参考年表

- 一一三一 四智梵語讚(良忍花押) 模刻・大原浄蓮華院
- 一一四五〜五〇(六七) ごろ 真言声明各流派、仁和寺にて評定  
(声決書)
- 一一七二 魚山声明集(家寛) (六巻帖)序文)

- 一二三三 声明用心集(湛智)
- 一二五六 称名寺創建
- 一二六一 劔阿(称名寺第二代長老) 生
- 一二七〇 真言宗、五音博士考案(寛意)
- 一二八一 声明類集(尊経閣文庫蔵金沢文庫旧蔵本)
- 一三九六 声決書(金沢文庫・大谷大学)
- 一六五〇〜六五〇 魚山集略本(六巻帖) (憲真)

#### 註

- ① 声明関係資料年表 平楽寺書店  
「八句念仏」諸譜と旋律の形態 大谷学報五十八巻一号  
魚山叢書寛秀本について 大谷学報五十三巻三号  
声明資料批判の問題点―「天台声明大成の場合」―東洋音楽学会第23回大会発表
- ② 東京都目黒区駒場四―三―五五。もと加賀百万石前田家本邸の一角にある。歴代の前田藩主の集書からなっている。
- ③ 墨跡の判読は極めて困難であるが、学習院大学大野木克豊教授は「貝葉」と読まれている。(同文庫に提出された報告書) 実物にあたった結果、それに従うことが妥当と判断した。
- ④ 大原勝林院蔵 卷子本
- ⑤ 魚山叢書「舌」所収 大原勝林院蔵
- ⑥ 神奈川県横浜市金沢町二二七、称名寺境内にあり。歴代北条家及び初期称名寺長老たちの集書や書写からなっている。

他